

第6回IPU世界議長会議¹ ハイレベル宣言

ジュネーブ、2025年7月29-31日

「混迷する世界:全人類の平和、正義及び繁栄に向けた議会間協力及び多国間主義」

1. 我々各国議会の議長は、今日世界を巻き込んでいる多くの危機を把握し、今後の議会行動を導く基本原則を再確認するために一堂に会した。
2. 我々は議長として、国民の議論を喚起し、自国の議会における民主的慣行を支持し、議会外交に携わることで、諸国民の平和及び理解を促進する。そして何よりも、我々は同僚議員及び広く一般市民の模範として、道徳的リーダーシップを発揮し、奉仕することができる。

混迷する世界

3. 我々は、2021年、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの最中に行われた直近の会議から、世界の状況が現在も大きく改善されていないことに留意する。今日、我々は世界のほぼいたるところで、停滞感と不安感が蔓延しているのを目の当たりにしている。これは、平和一すなわち紛争からの自由としてだけでなく、個人及び社会レベルでの人間の基本的ニーズの充足として理解されるもの一の欠如を反映していると我々は考える。
4. 多国間主義の急速な崩壊及び現場の複雑な現実を見過ごす利己的かつゼロサム的な考え方の広がりには特に懸念すべきものである。平和な世界、そして我々の過去の宣言にインスピレーションを与えた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及びそれに付随する「持続可能な開発目標（SDGs）」の変革的ビジョンに向けた進展は、全て停滞している。とりわけ、
 - a. 我々は、国内外において、法の支配の無視と民主主義への脅威の高まりという傾向が強まっているのを目の当たりにしている。
 - b. 国内外の紛争、女性や子供に過度に影響を及ぼす民間人の犠牲が、その数と範囲を拡大している。これらの紛争が放置されているため、国際人道法違反及び人権侵害を頻発させる環境を生み出している。テロリズムと暴力的過激主義は、依然として世界情勢の顕著な特徴となっている。

¹ 「議長（Speakers of Parliament）」の語は、実際の役職名（Speaker、President、Chairperson等）にかかわらず、一院制の議長職又は二院制議会のいずれかの議院の議長職を全て包含するものとみなす。

- c. ナショナリズムの高まり及び保護主義政策の実施は、国家間の連携と協力の精神を蝕みつつある。この傾向は、グローバルな相互関連性に脅威を与え、多国間主義の基盤である協力と連帯の原則に挑戦するものである。
- d. 偽情報の増加及び地球規模のコミュニケーションプラットフォームの悪用は、世論の認識や意思決定プロセスの歪みを招いている。この現象は、選挙、政策決定、国際関係を揺るがす恐れがある。
- e. 政治機関における障害者の包摂、アクセシビリティ、支援の推進は遅れており、その結果、障害者の代表及び参加が不足し、これによって障害者コミュニティのニーズや権利に十分に対応できない政策が継続するおそれがある。
- f. 強制移動させられた者の数は過去最高となっている。
- g. 核兵器使用の脅威の増大及び軍縮規範の侵食を伴う、憂慮すべき核軍拡競争の再開は、人類の生存に対する大きなリスクである。
- h. 対立する政党が敵のように描かれることがあまりにも多く、政治的派閥間の共通の基盤を見つけることがあまりにも難しくなっているなど、政治は分裂を深めている。証拠に基づく意思決定及び基本的な科学的真実の役割に疑いの目が向けられている。
- i. 持続可能性の限界を決定する地球の環境容量は、解決の見込みのないままひっ迫し続けている。世界は気候危機に直面しており、その負担の大部分は発展途上国及び脆弱な状況下に置かれた人々が負っている。
- j. 貧困は再び増加し、不平等はますます深まっている。
- k. 経済的・財政的なパワーは、公平、平等、包摂的参加の原則に挑戦しながら、少数の者の手にますます集中している。資金調達構造の包括的評価は既存の格差の是正、不平等の減少、国家間の協働的参加の更なる奨励に対するより良い期待を醸成する。
- l. ジェンダー平等と女性の権利の実現に向けた進展はあまりにも遅く、多くの国で抵抗と後退に直面している。
- m. 移民や難民、信仰に基づくコミュニティ、先住民族、そのほかに無国籍者を含む脆弱な状況下に置かれた人々に対する不寛容が再燃している。
- n. 人工知能（AI）その他の新たな情報通信技術は、人間の存立のあらゆる側面に浸透しつつあるが、これらの技術から人々や組織を保護するための手段は限られている。
- o. 若者及び将来世代が、このような課題全てに取り組む努力の不足によって最も影響を受けることになるにもかかわらず、若者は政治的な意思決定の大部分において極端に代表されていない状態が続いている。
- p. 既存の国際政治・経済構造は、前述の課題や危機の全てに十分に対応できていない。

5. 遅々とした進展、後退及び新たな脅威が混在した状態から立ち直るためには、単にそれらの主要な原因に対処するだけでは不十分である。何よりも、我々は共通の人間性という基本的な感覚に訴えるとともに、人権と基本的自由の保護及び促進にしっかりと根ざした、より平和で公正かつ繁栄した世界に向けて団結して取り組む必要がある。
6. 正義がなく、加害者への不処罰がまかり通る限り、排除、搾取、暴力、差別、基本的権利及び自由の否定を経験している人々にとって真の平和はない。

平和、正義及び繁栄に向けた重要な転換期

7. IPUの価値観と原則、過去数年間にわたる国連の主要なプロセスの成果に触発され、我々は、より平和で公正かつ繁栄した世界を構築するためには、以下のような主要かつ広範な政策転換が必要であると結論づける：
 - a. 主権、領土保全、内政不干涉、そして統一性があり選択的ではない方法で人権及び基本的自由を促進し、保護することを含む国際法と国連憲章の原則の完全かつ一貫した遵守を例外なく確保すること。
 - b. 平和及び正義を維持するための、強固で透明性が高く、説明責任のある制度を構築すること。これには、司法制度の改革、法執行の強化、統治構造が包摂的かつ公平であることを確保することが含まれる。
 - c. 紛争予防を優先し、投資するとともに、「安全保障」をより広範に再定義し、軍事力に基づく従来の概念と人間の安全保障や共通の安全保障のアプローチ²を組み合わせ、包括的かつ持続可能な安全保障を実現すること。
 - d. 国際人権法を含む国際法に則って、情報通信技術（ICT）の平和的かつ安全で開かれた包摂的な利用を促進し、プライバシー及びその他の基本的権利を尊重しつつ、国連及びその専門機関を通じたものも含め、国際的・地域的協力、能力構築及びサイバー空間における責任ある国家の行動を支援することによって、サイバー犯罪及び悪意あるサイバー活動を予防し、闘うための取組に参加すること。
 - e. SDGsをより効果的に国の政策、戦略、予算に組み込むことによって、貧困の撲滅、気候変動への対応、不平等の是正、並びに平和、正義及び繁栄の醸成に向けた統合的なアプローチを提供すること。
 - f. 現在の経済パラダイムを、協力、連帯、包摂及び持続可能性に基づく、より人間中心のモデルに転換すること。とりわけ、有給のケアエコノミー、グリーン経済、循環経済等の経済モデルを主流化する必要がある。我々がこの地球上で持続可能な未

² 「人間の安全保障」は、不安と人間の苦しみの根本原因に取り組むことによって、恐怖、欠乏及び侮辱の脅威から個人を守ることに重点を置くものであり、「共通の安全保障」は、いかなる国も他国の犠牲の上に単独で安全保障を達成することはできず、各国が安全保障を構築する最善の方法は、協力、互恵主義及び多国間主義であるという考えを具体化したものである。

来を享受するためには、化石燃料に基づく経済からの転換を加速させる必要がある。同時に、この転換は、各国の事情と優先順位を考慮しながら、慎重に計画されるべきである。人類の向上のために、協力は科学及び技術イノベーションの原動力となるべきである。

- g. 保健医療、教育、環境保全その他個人に直接利益をもたらす公共財への投資を増やすこと。社会プログラムや公共インフラへの支出は、単なる現在のコストとしてではなく、未来への「投資」と理解されるべきである。予算の不足その他財政上の必要性によって採られる緊縮財政措置は、第一に脆弱な状況下に置かれた人々を保護するように調整される必要がある。
- h. 平和、開発及び正義の必要条件として、特に各国議会、国際機関、市民社会、ビジネス部門をはじめとするあらゆる分野、あらゆるレベルにおいて、法律上も実践上もジェンダー平等を推進すること。世界には、50%の才能を無駄にするほどの余裕はない。各国議会におけるジェンダーパリティ^{訳注}の実現は、世界中のジェンダー平等及び女性の権利尊重の達成に向けた有意義な移行における重要なステップである。法律、政策、予算は、ジェンダーのレンズを通して分析・監視され、それらが公平に提供され、女性に対する差別と暴力を容認しない文化を支えることを確保しなければならない。
- i. 若者が地球規模の課題の解決に、より貢献できるよう、彼らのエンパワーメントを進め、彼らの視点と潜在能力を活用し、政策立案に対する彼らの信頼を築き、彼らのイノベーションを活用すること。これには、若い男女双方の政治参加とリーダーシップを高め、全ての分野において若者に対応した公共政策を実現することが含まれる。
- j. 国際人権法で認められているように、全ての個人の権利が尊重され、保護されるようにすることを含め、我々の社会における多様性を、恐れるべき脅威ではなく、育み、保護すべき資産として評価すること。多様な経験をより包摂的に受け入れ、アイデアや文化の相互作用を図ることは、ひいては知識を高め、イノベーションをもたらし、今世紀の複雑な状況を乗り切るための全ての利害関係者の取組を促進する。また、我々の多様性を一層認識することは、人々、コミュニティ及び集団の間に寛容、受容及び相互理解を育み、永続的な平和の条件を作り出すことにもつながる。移民は長い間、発展だけでなく多様性にも寄与しており、受入国及び送出国の双方に最大限の利益をもたらすよう適切に管理することができる。
- k. 地球規模の問題には、一国家又は一団体だけではこれらの課題に対処することはできないという認識に基づく集団的行動が必要であるという考え方を受け入れること。核軍縮・不拡散から気候変動、世界金融の安定、グローバルヘルス、国際貿易、A

^{訳注} ジェンダーパリティとは、男女の数が均等（50：50）であることを指す。

1、移民に至るまで、現代の切迫した課題に対する解決策を見出すには、多国間の関与が各国にとって最も効果的な方法である。G7、G20、BRICS、OECD等の多国間協力のメカニズムは、国連が主導する多国間システムと緊密に協力・調整する必要がある。

1. 多国間による関与を強く重視しつつ、自国及び国際関係における民主主義の実践を強化するとともに、政治及び社会全体を通じて透明性、包摂的対話、人権及び基本的自由の促進と保護といった民主主義的価値を支持すること。議会は、国家の中心的な代表機関として、民主主義の実践及び価値を体現し、説明責任を確保する特別な責任を負っている。

今後に向けたコミットメント

8. 我々は、より強固な基盤の上に多国間秩序を再構築し、SDGsを加速させ、現代の重要課題に関して共通の基盤を見出すための国際社会による最新の取組として、2024年9月の国連総会で採択された「未来のための約束」並びにこれに付随する「グローバル・デジタル・コンパクト」及び「未来の世代に関する宣言」を歓迎する。
9. 我々は、グローバル・ガバナンス、特に国際法の規範及び原則の尊重、平和構築及び平和維持、人権及び持続可能な開発の支援において議会組織及び議会間協力が果たす重要な役割を強調する。
10. 我々は、25年にわたって拡大してきた国連、各国議会及びIPU間の交流に基づき、政府間プロセスを含む国連の活動への議会による関与の深化を要請する「未来のための約束」の行動55に特に留意する。国連が主導する多国間システムに各国議会及び議会人の意見を取り入れることで、グローバル・ガバナンスの民主化を支援するIPUの活動に留意し、満足の意を表す。
11. 以上の背景を踏まえ、我々は以下の取組を進める：
 - a. 国連を中核に据え、人々及び地球に貢献する、より強力で効果的な多国間主義を構築するための取組を強化する。
 - b. 平和で公正かつ包摂的な社会を実現し、SDGsを達成し、開発途上国の資金ギャップを縮小するために、安全保障理事会を含む国連及び国際金融構造の効果的な改革の推進を支援する。
 - c. 世界貿易機関（WTO）を中核とする、公平で開放的かつ差別のない多国間貿易体制を確保し、すべての人々に好適な貿易・投資環境を促進する。
 - d. それぞれの国内状況において法律、規則、政策及び予算を通じてコミットメントが実施されるよう、「未来のための約束」、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、気候変動に関する「パリ協定」、「安全で秩序ある正規の移住のためのグロ

ーバル・コンパクト」、「難民グローバル・コンパクト」及び「北京宣言及び行動綱領」などの主要な国連の合意文書について議会内の認識を高める。

- e. 国連及びその他の国際的フォーラムにおいて政府が採る立場や締結する合意に対する議会の監視を奨励する。
- f. 主要な国連の合意文書に関する知識を有権者及び国民と共有し、その目標に対する国民の主体性及び理解を深化させる。
- g. 全ての主要な政治勢力の包摂並びに女性及び若者の参加に特に留意しつつ、関連する成果に対して意見を提供し、議会の主体性を高めるため、国連等の主要な世界的プロセスに我々の議会がより積極的に参加できるようにする。
- h. 若者や脆弱な状況下に置かれた人々、その他の代表されていないグループが一般人口に占める割合をより適切に反映させ、彼らの参加と影響力を確保するために、我々の議会において男女平等及びこれらのグループの代表性を促進する。これには、議会が差別及び暴力のない安全な環境であることを確保することも含まれる。
- i. 市民社会、経済界、科学界、労働組合、信仰に基づくコミュニティ、マイノリティ・グループ、そしてあらゆる多様性における市民全体がより一層立法過程に参加できるように我々の議会を開放する。
- j. 宗教間対話に関するIPUの取組を通じて、共通の未来に対する信頼を強化し、希望を抱く。
- k. その根本原因に対処し、全ての関係者と直接対話し、民間人の安全と国際人道法の尊重を優先することによって紛争を予防し、解決するため、政府の取組を補完するものとして議会外交を推進する。
- l. 世界が直面する問題に対処し、意思決定プロセスにおいて情報を提供し、より広範に外交上の目的を推進する基本的な手段として、科学技術外交の重要性を認識し、促進する。議会は、外交活動への科学的専門知識の統合を積極的に支援し、より情報に裏打ちされた政策を策定するために、証拠に基づくアプローチをとるべきである。
- m. 武力による人的被害の防止を支援し、軍縮、軍備管理措置及び大量破壊兵器の不拡散に関するコミットメントに対する議会の監視を確保する。
- n. 気候変動、環境悪化、食料不安、疾病、貧困、社会的排除、差別など、とりわけ紛争や不安定さの根本原因を検証する議会ヒアリングの実施を奨励する。
- o. AIを含む新たなテクノロジーによる利益を最大化し、リスクを最小化するため、これらを規制し、その可能性を活用するための世界的な取組に積極的に参加する。
- p. 特にAIの倫理的規制に関して、議会がデジタルの未来を形作るための設備を備えた近代的な機関となるよう、議会人及び議会運営機関にデジタル能力を構築するた

めの行動計画を支援する。

- q. 全ての意見、視点及び有権者の声が聞き入れられ、尊重されるよう、議会の審議において相互尊重、対話及び理解の文化を支援するための包摂的で効果的な立法過程を推進する。
- r. 新たな横断的課題に対処するための「未来委員会」が設置されていない議会においては、その設置を検討する。

12. 我々は、本会議を主催したスイス及び国連欧州本部並びに本会議を支援いただいた国連事務総長及び国連総会議長に感謝する。このことは、全ての人々のための平和、正義及び繁栄への道筋をもたらす、よりよい世界を実現するための鍵の一つである I P U と国連の緊密なパートナーシップを改めて示すものである。

注：一部の議長は、憲法上の地位その他の要因により実質的な政治的宣言に直接関与することができないため、いかなる項目についても具体的な支持を表明したとみなされるべきではないことに留意されたい。しかし、彼らは自身の所属する院を代表して、提起された問題の重要性及び対応策を提案した同僚議長の意図を認識している。